

令和元年 8 月 28 日

令和元年 8 月の前線に伴う大雨による被害を受けられた皆様へ

エイ・ワン少額短期保険株式会社

この度の令和元年 8 月の前線に伴う大雨による被害を受けられた皆さまに心からのお見舞いを申し上げます。

当社では、この度の被害により、災害救助法が適用された地域のお客さまからお申し出があった場合、下記の特別措置を講じてのご対応をさせていただきます。

1. 保険料払込猶予期間の特別措置

○お申し出により、一定の保険料払込猶予期間を設ける特別措置を実施いたします。

○特別措置の適用をご希望のお客さまは、以下のフリーダイヤルへご連絡ください。

○お客さま専用フリーダイヤル **0120-331-788**

※ 受付時間：月-金 10 時から 17 時まで(土・日・祝日・年末年始休業期間を除く)

適用市町村 佐賀県 10 市 10 町

適用地域については下記（内閣府のホームページ）よりご確認ください。

[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html)

適用日 令和元年 8 月 28 日

以上